

●香川県告示第375号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市川崎町1番地

株式会社川崎造船 坂出工場 工場長 小島 武司

(2)事業場の所在地及び名称

坂出市川崎町1番地

株式会社川崎造船 坂出工場

(3)特定施設に関する事項

種	類	し尿処理施設	
能	力	180m <sup>3</sup> /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後即日	
	工事完成予定年月日	平成20年4月30日	
	使用開始予定年月日	平成20年5月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	18	20
	浮遊物質量 (mg/l)	18	20
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1.5	3.0
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000以下	3,000
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		150	180

(4)汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5)排出水の汚染状態及び量

区 分		第 6 排 水 口	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5～9	5～9
	化学的酸素要求量	40	50

	(mg/l)		
浮遊物質	(mg/l)	50	60
窒素含有量	(mg/l)	10	20
りん含有量	(mg/l)	3	5
大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
排水水の量	(m <sup>3</sup> /日)	(変更前)219(変更後)174	(変更前)283(変更後)218

区 分		第 8 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5～9	5～9
	化学的酸素要求量 (mg/l)	40	50
	浮遊物質 (mg/l)	50	60
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	3	5
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
	排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前)50(変更後)30	(変更前)88(変更後)53

区 分		第 43 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	6～8	6～8
	化学的酸素要求量 (mg/l)	18	20
	浮遊物質 (mg/l)	18	20
	窒素含有量 (mg/l)	(変更前)30(変更後)10	(変更前)60(変更後)20
	りん含有量 (mg/l)	(変更前)5(変更後)1.5	(変更前)10(変更後)3
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000	3,000
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	0	(変更前)128(変更後)180	

他に排水口が57箇所（うち、雨水専用39箇所）ある（今回、第40排水口が雨水専用となる。）。

（備考）今回、新工場建設に伴う浄化槽の集約のため、特定施設（し尿処理施設）を設置するものである。今回設置する特定施設からの汚水は、工業用水タンクに導き、工業用水として雑排水・冷却水等として使用するが、タンク清掃時に第43排水口から排出されることとなり、第43排水口における汚濁負荷量は増加する。なお、浄化槽の集約に伴い、第6、8、40排水口において汚濁負荷量は減少し、事業場全体としての汚濁負荷量も減少する。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成19年7月13日から同年8月3日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
坂出市環境経済部環境交通課